

平成20年8月21日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(控)第10号 天草市まちづくり交付金事業差止・違法公金支出返還請求
控訴事件 (原審・熊本地方裁判所平成18年(控)第13号)

口頭弁論終結日 平成20年6月5日

判 決

熊本県天草市本渡町広瀬1225-4

控 訴 人 植 村 振 作

熊本県天草市東浜町8-1

被 控 訴 人 天 草 市 長

安 田 公 寛

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 原 田 信 輔

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 当審で訴えの変更がなされた後の控訴人の請求を棄却する。
- 3 控訴費用は控訴人の負担とする。

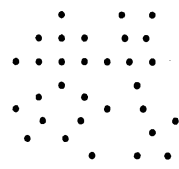
事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨 (訴えの変更後のもの)

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、安田公寛に対し、9億9100万円を天草市に支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、平成18年3月27日に合併により天草市となる前の旧本渡市が、都市再生特別措置法47条に基づく交付金の申請をするに当たり、旧本渡市長であった安田公寛 (以下「安田市長」という。) が国土交通省の定めた同交付金の客観的評価基準の確認シート (以下「本件確認シート」という。) に虚偽



の記載をして提出し、違法な手段により交付金の交付を受け、平成17年度一般会計より3億4300万円を支出したことは、違法な公金支出に該当するとして、天草市の住民である控訴人において、被控訴人に対し、安田市長に同額の支払の請求をするように求め、さらに、平成19年度当初予算から交付金事業費6億4800万円を支出することの差止を求めた事案である。

原審が控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が控訴したが、控訴人は、差止を求めている6億4800万円についても既に公金支出がなされたとして、訴えの変更をして、上記第1のとおり請求をするに至った。

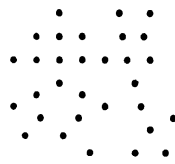
1 前提事実（証拠によって認定した事実については、主要な証拠を掲記した。）

(1)ア 都市再生特別措置法47条に基づく交付金制度は、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が策定した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために、国が資金を交付する制度である（以下、同制度を「まちづくり交付金制度」といい、同制度に基づく交付金を「まちづくり交付金」という。）。

イ 旧本渡市は、平成16年度に、地域再生構想の一環として、「日本の宝島天草ほんど活性化計画」（以下「本件地域再生計画」という。）を策定した。同計画では、これに伴う事業として、① 旧ニチイビル改修事業、② 町山口川河川改修整備事業（祇園橋保存）、③ 旧天草教育会館保存整備事業、④ 天草切支丹館整備事業等が掲げられており、同計画は、平成16年6月21日、内閣府地域再生本部から地域再生計画として認定を受けた（乙1，2）。

上記計画策定当時から合併により天草市となるまでの旧本渡市長は安田市長である。

ウ そして、旧本渡市は、本件地域再生計画を実現するため、まちづくり交付金制度を活用することとして、「都市再生整備計画本渡中央北地区」（以



下「本件都市再生整備計画」という。)を作成し、平成17年3月11日付けでこれを国土交通省に提出した。その概要は、原判決第3の1(1)(同5頁5行目から6頁15行目まで)のとおりである。

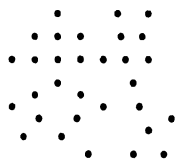
その際、安田市長は、本件確認シートⅢ⑥の3)の「計画について住民等との間で合意が形成されている。」の項目(以下「本件項目」という。なお、同計画書の別紙2において、本件項目がⅢ⑦の3)とされているのは、Ⅲ⑥の3)の誤記と認められる。)に該当する旨の丸印を付けた。(甲9, 乙4, 15)。

エ 国は、同月25日付けで本件都市再生整備計画に基づき旧本渡市にまちづくり交付金を交付することとし、その後、現に交付された。また、平成18年2月1日付けで旧本渡市が提出した都市再生整備計画についても、同月13日付けでまちづくり交付金が交付されている。(甲10ないし12, 乙4)。

オ 安田市長は、上記のとおり交付されたまちづくり交付金を本件都市再生整備計画の実施のための事業(以下、本件都市再生整備計画実施のため、まちづくり交付金を用いて行う事業を「まちづくり交付金事業」という。)に充てるため、平成17年度に3億4300万円を、平成19年度に6億4800万円をそれぞれ支出した(甲5, 弁論の全趣旨。以下、これらの支出を総称して「本件公金支出」という。)

(2) 控訴人は、平成18年8月28日、上記平成17年分の公金支出の返還と、平成18年度天草市一般会計予算案中、まちづくり交付金事業費予算4億6500万円の支出の差止めを求めて、天草市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づく監査請求を行った(以下「本件監査請求」という。)が、同監査委員は、同年10月27日、控訴人に対し、本件監査請求を棄却する決定をした旨の通知を行った(甲1, 4)。

2 争点



本件の争点は、本件公金支出が違法といえるか否かであるが、この点に関する当事者の主張は、原判決4頁初行から5頁初行までのとおりであるから、これを引用する。

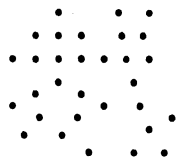
第3 当裁判所の判断

1 控訴人は、本件公金支出が「違法な公金の支出」（地方自治法242条1項）に該当するとして本件請求をするが、本件全証拠によるも本件公金支出自体に財務会計法上の違法事由があるとは認められず、控訴人も、本件公金支出の違法事由としては、安田市長が本件確認シートに虚偽記載をしたことを挙げるのみである。ところで、同行為は、本件公金支出に先行する行為であって、本件公金支出の原因行為に該当するものとみることができる。しかして、地方自治法242条の2に基づく請求が認められるためには、先行する原因行為に違法事由があるというだけでは足りず、同原因行為が違法であるが故に、それを前提としてなされた公金支出も財務会計法規上の義務に違反する違法なものと評価されることが必要であると解すべきである（最判平成4年12月15日民集46巻9号2753頁参照）。

2 本件公金支出の違法性の有無についても上記のような観点から検討すべきこととなるが、まず、安田市長が本件確認シートに虚偽の記載をしたという控訴人の主張について検討する。

(1) 本件確認シートは、国土交通省に提出すべき本件都市再生整備計画の一部であり、まちづくり交付金の交付を受けるために提出されたものである（前提事実(1)イ）から、その記載要領については、国土交通省の指示に従って行うことを要し、かつ、それで足りるというべきであるが、同省が監修するまちづくり交付金ハンドブック（乙3）には、原判決第3の1(3)（同8頁22行目から9頁22行目まで）で認定されているとおりの記載がある。

そうであれば、本件項目については、文字どおり、住民等との間で現に合意が形成されていると評価される場合だけでなく、「住民等との間で概ね合



意が形成されている，又は形成される見込みが十分にある。」と判断される場合についても，同項目に該当する旨の回答をすることが許容されているものと解すべきである。そして，上記判断事項の内容（とりわけ，合意の相手方が「住民等」という不特定多数の者であり，かつ，「合意形成の見込み」の有無がその判断対象にされていること）に加えて，まちづくり交付金ハンドブックでは，本件項目は義務的要件にかかるものではなく，努力要件にかかる質問事項であるとされていること，市町村が上記判断を行う場合に，その判断根拠等につき明記すべきものとはされておらず，評価結果の妥当性について第三者の確認を受ける必要もないとされていること等をも併せ考慮すれば，上記判断については，原則として，これを記載する市町村長の裁量に広く委ねられており，その当否は専ら当該市町村長の政治的責任として問われるに過ぎないというべきである。したがって，当該記載自体が違法となる場合があり得るとしても，それは，都市再生整備計画につき住民等の合意が得られないことが明白であるにもかかわらず，これを無視して上記記載をしたと認められる場合など，極めて例外的な場合に限られると解される。

- (2) これを本件について検討するに，前提事実(1)イのとおり，もともと，旧本渡市は，本件地域再生計画に係る事業の費用に充当する目的で，まちづくり交付金制度の活用を検討するに至り，本件都市再生整備計画も，平成17年度におけるまちづくり交付金の交付申請をするために作成されたものである。そうであれば，本件地域再生計画は，本件都市再生整備計画の上位計画ともいうべきものであって，本件地域再生計画と本件都市再生整備計画とは極めて密接な関連性を有するものである（このことは，前提事実(1)で認定した両計画の事業内容からも明らかである。）。

しかして，証拠（甲4，乙5，7の1ないし3，8）及び弁論の全趣旨によれば，本件地域再生計画の策定に先立って，① 本渡町区長会，本渡市老人クラブ連合会，本渡町地域婦人会，本渡市社会福祉協議会，本渡商工会議

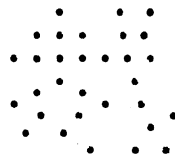


所、本渡観光協会、本渡市文化協会、本渡市子ども会育成連絡協議会、南振興会及び本渡祇園橋と町山口川周辺の環境を守る会の代表者らが、連名で、町山口川及び旧ニチイビル付近を核として、祇園橋、町山口川、千人塚及び天草切支丹館への歴史観光道路の整備を図ること等を内容とした請願を旧本渡市議会に提出し、同請願は、平成13年12月18日に同市議会で採択されたこと、② これを受けて、旧本渡市は、平成14年12月ころ、旧ニチイビルの所在する土地及び建物を1900万円で購入し、平成15年1月に、同ビルの活用案を市民から募集し、同年4月及び5月には、同ビルの活用について意見交換会を開催したこと、③ 旧本渡市は、ほんだルネッサンス(中心市街地活性化運動を行っている団体)代表の益崎洋一郎を会長とし、本渡市行政自治会長会代表や、本渡市地域婦人会連絡協議会代表ら17名を委員とする中心市街地活性化基本計画策定審議会を設置し、同審議会は、旧ニチイビルリファイン事業や旧天草教育会館保存整備事業等を主要事業とする本渡市中心市街地活性化基本計画を取りまとめ、平成16年6月14日市長に答申したこと等の事実が認められる。

以上の認定事実によれば、旧本渡市が本件都市再生整備計画を国土交通省に提出した時点において、同計画の上位計画ともいべき本件地域再生計画については、既に住民に周知され、相応の意見交換がなされていたものであり、同計画の内容も、地域住民の意向に沿うものであったことが認められる。

そうであれば、これらの経緯を踏まえ、安田市長が本件項目に丸印を付けたことにも十分合理性が認められるというべきであって、この点につき違法な点は認められない。

- (3) 以上のとおり、安田市長が本件項目に丸印を付けた点に違法性は認められないから、控訴人主張の違法事由と本件公金支出との法的関連性(上記(1))の点について判断するまでもなく、本件公金支出に違法性は認められないことになる。



3 以上によれば、控訴人の請求は、その余の点を判断するまでもなく、いずれも理由がないから、本件控訴及び控訴人が当審で追加した請求はいずれも棄却すべきである。

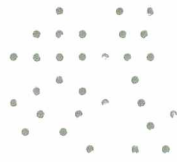
よって、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 西 理

裁判官 鈴木 博

裁判官 堂 蘭 幹 一 郎



これは正本である。

平成20年8月21日

福岡高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 陣内 伸哉

